

新潟県いじめ対応総合マニュアル 小・中学校編(改訂版)



令和2年3月
(令和6年3月改訂)

新潟県教育委員会



このマニュアルは上記から
ダウンロードできます。

目 次

はじめに	1 ページ
いじめ関連法令等	2 ページ
いじめの未然防止	3 ページ
【いじめ対応の基本的な流れ（概要）】	4 ページ
【いじめ対応の基本的な流れ（詳細）】	5 ページ
記録用紙①-1 生徒指導対応記録〈聴き取り用紙〉	9 ページ
記録用紙①-2 第1次判断記録	10 ページ
記録用紙② 第1回学校いじめ対策組織会議録〈第1次判断直後用〉	11 ページ
記録用紙③ 対応メモ〈支援・指導・助言用〉	12 ページ
記録用紙④ 第2回学校いじめ対策組織会議録	13 ページ
記録用紙⑤ 第 回学校いじめ対策組織会議録	14 ページ
記録用紙⑥ 第 回学校いじめ対策組織会議録〈いじめの解消判断用〉	15 ページ
【参考】いじめ認知報告書（様式1）	16 ページ
保護者連携のポイント	22 ページ
いじめに関するアンケートについて	27 ページ
いじめ認知時の対応フロー（市町村立学校の場合）	32 ページ
いじめ重大事態発生時の学校における対応	33 ページ
チーム学校の実現に向けて	34 ページ
新潟県いじめ対応総合マニュアル 県立学校編【補足事項】	35 ページ



はじめに

県教育委員会では、平成30年9月の「新潟県いじめ防止対策等に関する委員会(第三者委員会)」第3号案件の指摘や提言等を踏まえ、外部有識者の検討のもと、「新潟県いじめ防止基本方針」(H26.3制定、H30.2改定)のマニュアルとして、「新潟県いじめ対応マニュアル」(平成31年3月)を作成し、高等学校等の県立学校での活用を始めました。

令和2年3月には、保護者と連携したいじめの対応などを追加して「県立学校編(改訂版)」として改訂するとともに、令和2年1月に提出された第三者委員会第4号案件の調査報告書の提言の一つである「学校いじめ防止基本方針の実効的な策定と活用」を踏まえ、「小・中学校編」も完成し、成長段階に応じた一貫したいじめ対応を推進する「新潟県いじめ対応総合マニュアル」としました。

このたび、令和2年12月に施行された「新潟県いじめ等の対策に関する条例」や令和5年2月文部科学省通知「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」ほか各種通知、加えて、各学校がこれまで感じていたいじめ対応における課題を踏まえて、マニュアルを改訂しました。

県教育委員会は、市町村教育委員会とのより一層の連携を図り、小・中学校を支援してまいりますので、各学校においては、校長のマネジメントのもと、すべての教職員でいじめ対策をすすめるとともに、保護者や地域と一体となっていじめから生徒を徹底して守る体制の充実を図るようお願いします。

令和6年3月

新潟県教育委員会

いじめ関連法令等

いじめ防止対策推進法（平成25年6月公布、9月施行）

・いじめの定義（第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

・いじめに対する措置（第23条）

・いじめの重大事態（第28条）

第1号 生命、心身、財産に重大な被害
第2号 不登校（年間30日間を目安）
その他 児童生徒や保護者からの申立て

いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月文部科学大臣決定）

【目的】 いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため

【内容】 国、地方公共団体、学校等が実施すべき施策

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月30日 改訂）

【目的】 いじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に沿った適切な調査の実施に資するため

新潟県いじめ等の対策に関する条例（令和2年12月公布、施行）

【目的】 いじめ及びいじめ類似行為の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応並びに発生防止の対策に関し、基本理念を定め、県等の責務を明らかにする。児童等が健やかに成長できることのできる環境の整備に資する。

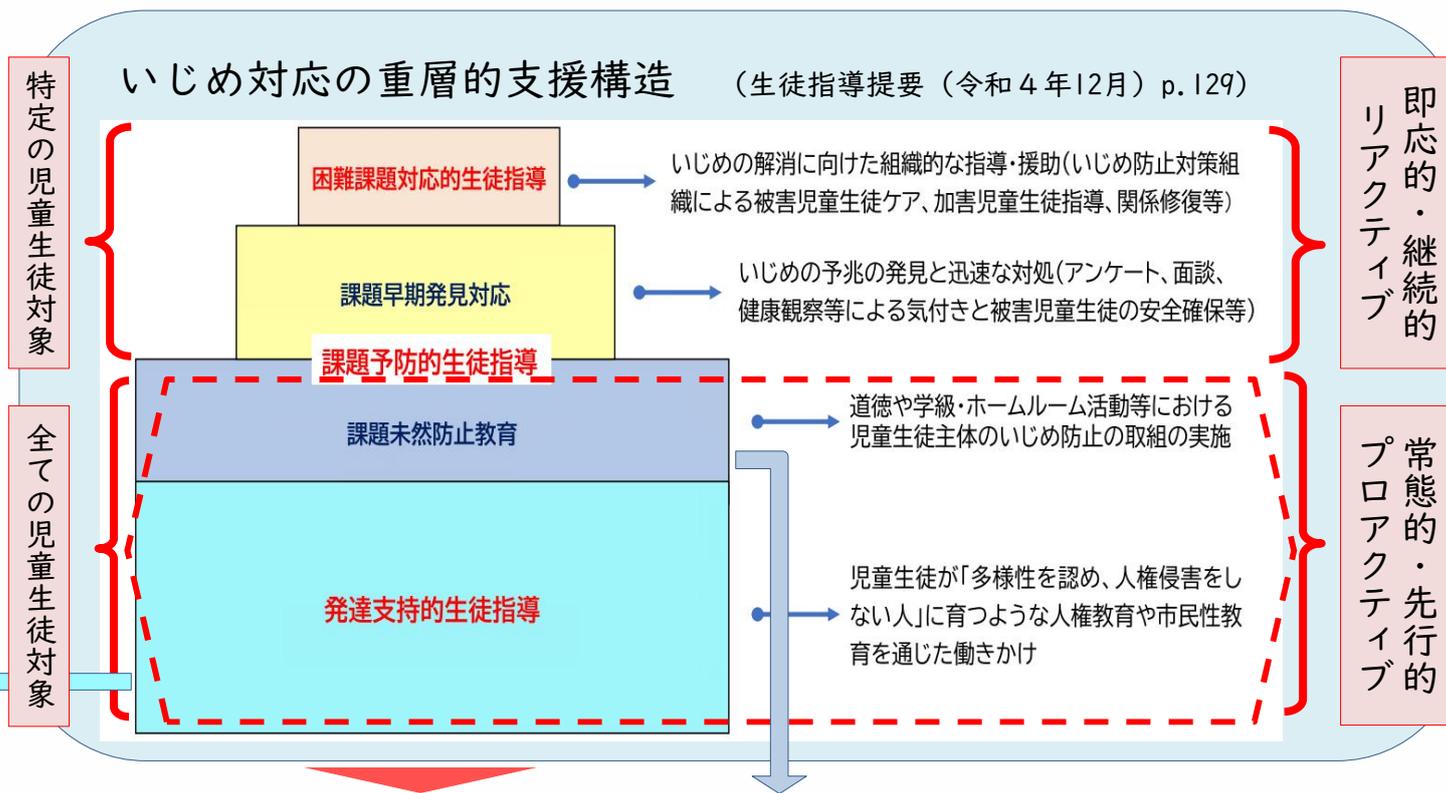
「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの

新潟県いじめ防止基本方針（平成26年3月策定、平成30年2月及び令和3年7月改訂）

新潟県いじめ対応総合マニュアル（令和2年3月策定、3年8月改訂、6年3月三訂）

学校いじめ防止基本方針（各学校で作成、毎年見直し）

いじめの未然防止



いじめの未然防止教育 (課題未然防止教育)

【目標】

- 「いじめに向かわない態度・能力」の育成
- 「いじめを生まない環境づくり」

【具体的な取組等】

- ▷ いじめが発生する心理を理解するための「いじめに関する授業・講演会」
- ▷ いじめの4層構造を理解し、「仲裁者」や「相談者」になるための道徳や学級・HR活動
- ▷ 「SNS教育プログラム」、「SOSの出し方に関する授業」
- ▷ ソーシャルスキルトレーニング、ピアサポートトレーニング、ストレスマネジメント教育
- ▷ 教職員の「いじめられる側にも問題がある」という誤認識の修正、障がいの適切な理解

いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

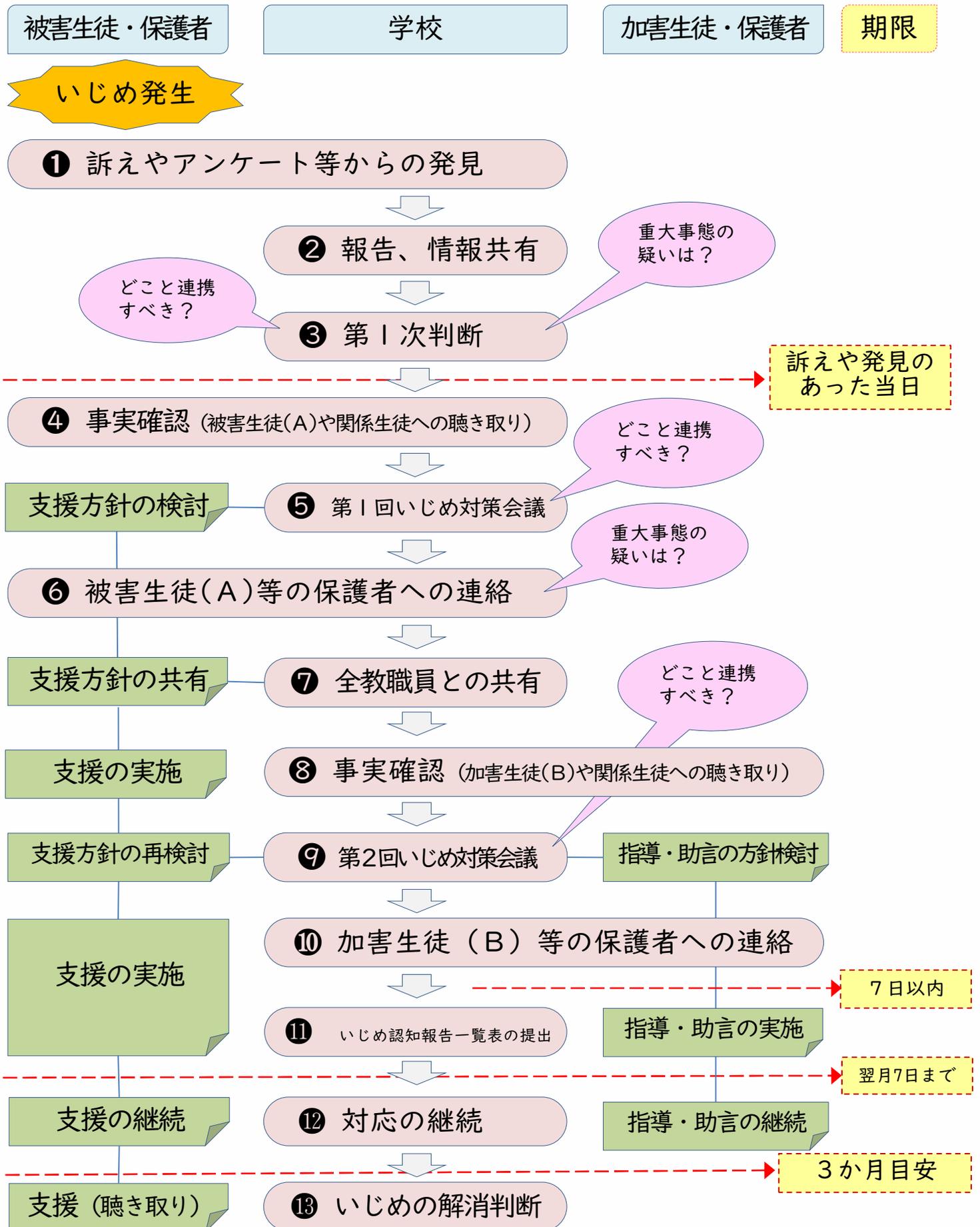
【目標】

- 「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる」人権感覚の育成
- 発達段階に応じた法教育を通じた市民性の育成
- 全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり (以下は留意点)
 - ・ 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくり
 - ・ 児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする
 - ・ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む
 - ・ 「弱音を吐いても大丈夫」と適切な援助希求を促す

【具体的な取組等】

- ▷ 児童生徒への挨拶、声掛け、励まし、賞賛、対話、授業や行事を通じた個と集団への働きかけ
- ▷ いじめの背景にあるストレス (「競争的価値観」、「*不機嫌怒りストレス」) の緩和
 - * 授業中の嘲笑や行事の際のからかいなどを放置しない
- ▷ 分かりやすい授業、児童生徒が考え、話し合い、発表する機会の増加
- ▷ 学力以外の、児童生徒が興味を抱き、好きになり、夢中になれることの提供
- ▷ 異年齢交流の取組、他者と関わる機会の工夫

【いじめ対応の基本的な流れ（概要）】



いじめ発生

① 本人以外からの訴え等による発見

本人以外の生徒や保護者等からの情報提供 → 担任、副担任、学年主任、教科担任、部活動顧問 等

●本人以外の生徒や保護者等からの情報

【記録用紙①-1】→ 第1次判断・第1回いじめ対策会議の資料にする

- (1) 具体的な事実（5W1H）を聴く（十分な時間確保とオープン質問）
- (2) 学校が、本人に対しての聴き取り等の対応を行うことの下承を、情報提供者から得る

★ 寄せられた情報について、被害生徒が行為を知らない場合、「いじめ類似行為」として対応

① アンケートからの発見

アンケートからの発見 → 担任、副担任、学年主任、教科担任、部活動顧問 等

●回収したアンケート用紙の確認・取扱

- (1) 回収当日に複数の教職員でアンケートの記載内容を確認し、訴えや疑いのあるものをいじめ対策推進教員に報告する
- (2) 回収したアンケート用紙を、すべて管理職に提出する
- (3) 回収したアンケート用紙を、少なくとも5年間保存する

① 本人からの訴え等による発見（事実確認Ⅰ）

被害が疑われる生徒(A)からの訴え → 担任、副担任、学年主任、教科担任、部活動顧問 等

●いじめ被害が疑われる生徒（A）からの聴き取り

（教職員等が発見した後、本人から聴き取る場合も含む）

【記録用紙①-1】→ 第1次判断・第1回いじめ対策会議の資料にする

- (1) より具体的な事実（5W1H）を聴く（十分な時間確保とオープン質問）
- (2) 被害行為について、どう感じたか（思っているか）を聴き取る
- (3) 被害行為について、きっかけや関係する出来事を聴き取る
- (4) 「必ず（徹底して）守り抜く」こと等を伝え、安心できる環境をつくる
- (5) 加害が疑われる生徒（B）から聴き取り等、対応を行うことの確認をする
- (6) A保護者に連絡することの下承を得る
- (7) AがBへの対応やA保護者に連絡することを拒む場合、その理由を聴き取る。Aが保護者連絡を頑なに拒んだ場合であっても、⑥において、学校が保護者へ連絡し、Aが保護者連絡を拒んでいることを含めて報告する

② 報告、情報共有

担任、副担任、学年主任、教科担任、部活動顧問 等 → いじめ対策推進教員 → 管理職

●いじめが疑われる情報の報告、集約、共有

【記録用紙①-1、①-2】

- (1) いじめを発見した教職員は、いじめ対策推進教員に、即日報告する
- (2) 報告を受けたいじめ対策推進教員は、いじめを発見した教職員とともに、管理職に、即日報告する

③ 第1次判断

管理職、いじめ対策推進教員、担任、副担任、学年主任、教科担任、部活動顧問 等

- 管理職まで報告した場で校長（管理職）が第1次判断を行う（校長の不在時に対応が遅れないように校内体制を整えておく）

【記録用紙①-1、①-2】

- (1) 学校が把握した内容について、当該生徒が苦痛を訴えていたり、一般的に捉えて苦痛を感じる蓋然性が高い事案であったりした場合には、校長（管理職）が「いじめの疑いあり」と第1次判断する。 ※「いじめの疑いあり」と判断した日を認知日とすること

- (2) 第1次判断直後、以下について検討等を行う
- ① 第1次判断直後、その日のうちに行うことの検討
 - ・ Aの安全を確保する
 - ・ Aの現状（心身、欠席等）から、重大事態の疑いの有無を検討する
 - ・ Aから詳細な聴き取りの必要性を検討する
 - ・ 関わりが深い教職員と情報共有する
 - ・ A保護者への連絡の見通しをもつ
 - ② 第1回いじめ対策会議の開催の計画
 - ・ 即日（または翌日）の開催を計画する
 - ・ 会議での検討内容の見通しをもつ
 - ③ SC・SSWの活用、前籍校や右記の警察との連携の必要性を判断

訴えや発見の
あった当日

【ネットトラブルに対する学校の対応】

- ・ 誹謗中傷のメッセージ等
→ 証拠画面の保存
- ・ 児童ポルノ禁止法に抵触する疑いのある画像
→ 警察への通報・相談

④ 事実確認Ⅱ いじめ対策推進教員
担任、副担任、学年主任、
教科担任、部活動顧問 等 いじめ被害が疑われる生徒(A)、
関係生徒

- 本人以外からの訴えやアンケートからの発見の場合は、いじめ被害が疑われる生徒(A)や関係生徒から、複数で聴き取りを行う
- 【記録用紙①-1】→ 第1回いじめ対策会議の資料にする
- ※「①本人からの訴え等による発見」のいじめ被害が疑われる生徒(A)からの聴き取りに不十分な点がある場合には、再度聴き取りを行う

⑤ 第1回いじめ対策会議 いじめ対策組織の構成員

- いじめ被害が疑われる生徒(A)への支援方針、その保護者への連絡方法や、加害が疑われる生徒(B)からの聴き取り方法等の具体的検討
- 【記録用紙①-1、①-2、②、③】
- (1) 事案内容を共有する
 - ・ Aからの聴き取り内容等
 - ・ Aの現在のようす
 - ・ 事実確認の際に確認できた今後の学校の対応に対するAの考え
 - ・ Aの現状（心身、欠席等）から、重大事態の疑い有無の判断結果の共有
- (2) Aへの支援方針やBや関係生徒（観衆や傍観者）への聴き取り方法を検討する
 - ※重大事態に至らせないための対応策を検討する。（座席・動線の配慮、別室対応等：対応の遅れによっても重大事態に発展する可能性があることに留意すること）
 - ※AがBへの対応を拒んだ場合のAへの支援方針を検討する（Aの不安の軽減策など）
 - ※SC・SSWの活用、前籍校や警察との連携の必要性を判断する
- (3) A保護者への連絡方法、内容を検討・整理する

⑥ 被害生徒(A)の保護者への連絡 担任、副担任、
学年主任 等 → Aの保護者、
関係生徒の
保護者

- A保護者にAから聴き取った内容と学校の支援方針を伝え、A保護者の意向や要望を聴く
- 【記録用紙③】→ 対策会議で検討した保護者への連絡方法を、事前に整理する
- (1) Aから聴き取りを行った日のうちに、A保護者に連絡する
 - ・ Aから聴き取った内容を伝え、その内容に対するA保護者の反応を聴き取る
 - ★ 「いじめ」という言葉を使わず、支援、連絡できる
 - ・ Aに対する学校の支援方針を伝え、その方針に対するA保護者の反応を聴き取る
 - ・ Aの見守りをA保護者に依頼する（A保護者への支援）
- (2) 連絡後、A保護者の反応から、重大事態の疑いを検討する

⑦ 全教職員への共有 管理職、いじめ対策推進教員
学年主任、等 → 全教職員

- 第1次判断翌日の職員朝会や校務支援システム（回覧板）等により、全教職員に早期に共有を行う
- (1) 対応途中でも、現状を全教職員に共有
- (2) 重大事態の疑いの判断結果の共有
- (3) 些細と思われる場合でも、より多くの情報を集めることの共有
- (4) Aの安心感につなげるため、校内では全教職員がAと関係生徒を見守る意識の共有

8

事実確認Ⅲ

(加害生徒(B)や関係生徒からの聴き取り)

いじめ対策推進教員
担任、副担任、学年主任、
教科担任、部活動顧問等いじめ加害が疑
われる生徒(B)、
関係生徒

●加害が疑われる生徒(B)からの聴き取り

【記録用紙①-1】→ 第2回いじめ対策会議の資料にする

- (1) 複数で対応する
- (2) その場では指導を行わず、中立の立場で、聴き取りに徹する
- (3) 具体的な事実(5W1H)を聴く(十分な時間確保とオープン質問)
- (4) Aが訴えたこととの相違点について、確認する
- (5) 加害行為に至った背景や心情(原因や動機)を十分に聴き取る。Bが、Aが行った行為が原因である旨を述べた場合は、相互認知の可能性を考慮する
- (6) Aに対する思いを聴き取る
- (7) Bにいじめを止めさせる(指導は方針を検討してから)

●関係生徒(観衆や傍観者)からの聴き取り

【記録用紙①-1】→ 第2回いじめ対策会議の資料にする

- (1) 複数で対応する
- (2) 観衆や傍観者であったことを責めず、AやBを救う立場として、聴き取る
- (3) 関係生徒から具体的な事実(5W1H)を聴く(十分な時間確保とオープン質問)
- (4) Aが訴えたこととBなどから聴き取ったことの相違点について、確認する

9

第2回いじめ対策会議

いじめ対策組織の構成員

●いじめ加害が疑われる生徒(B)への指導方針、その保護者への連絡方法や被害が疑われる生徒(A)の支援方針等の具体的検討

【記録用紙①-1、①-2、③、④】

- (1) 事案内容の共有
 - ・ Bや関係生徒(観衆や傍観者)からの聴き取り内容等
 - ・ Bの現在のようす
- (2) いじめ認知の判断
いじめ被害の訴えがあり、A、B、関係生徒への聴き取り等の対応をした結果、ア～ウのように分類し、その後の対応につなげる
 - ア「いじめ行為あり」
 - ・ Bが、いじめ行為を認めた場合
 - ・ 関係生徒から、いじめ行為を確認できた場合
 - イ「いじめの疑い」のまま
 - (ア) Aからの訴えあり
 - ・ Bがいじめ行為を認めず、関係生徒からもいじめ行為が確認できない場合
 - ・ AがBや関係生徒からの聴き取り等の対応を拒み続けている場合
 - ・ 加害生徒が特定できない場合
 - (イ) Aからの訴えなし
 - ・ 関係生徒や保護者等から、いじめ被害の通報があり、Aに確認したところ、Bによる行為があったことは認めたものの、Aが心身の苦痛を訴えていない場合(限定的解釈の防止)
 - ウ「いじめ類似行為」
 - ・ 保護者や関係生徒等から、いじめ被害の訴えがあり、Aがいじめ被害を知らない場合
※ 対応手順に注意し、Aに事案内容を伝えるかどうかについて、A保護者の意向を確認したうえで、対応策を検討する
 - エ「加・被相互認知」
 - ・ BがAへのいじめ行為を行った背景や動機から、相互認知の必要性を判断
- ★いずれの場合も、「いじめ」という言葉を使わず、支援、指導、連絡、助言できる
- (3) Aの現状(心身、欠席等)やA保護者の反応から、重大事態の疑い有無の検討結果の共有
- (4) Aへの支援方針の再検討とBへの指導方針の検討
※重大事態の疑いがある場合は、生徒指導課と情報共有しながら、重大事態に至らないよう、遅滞なく対策を講じる
※Bに対するSC、SSWの活用判断、外部機関との連携判断
- (5) B保護者への連絡方法、内容の検討・整理
- (6) 全校・学年・学級への全体指導や未然防止の取組の検討

10 加害生徒(B)の保護者への連絡

※関係生徒から聴き取りを行った場合、保護者連絡を行う

担任、副担任、
学年主任 等
(管理職)

Bの保護者、
関係生徒の
保護者

- B保護者にBから聴き取った内容と学校の指導方針を伝え、B保護者の意向や要望を聴く

【記録用紙③】

- (1) Bから聴き取りを行った日に、B保護者に連絡する(事案により面談を検討する)
- (2) Bから聴き取った内容を伝え、その内容に対するB保護者の反応を聴き取る
★「いじめ」という言葉を使わず、指導、連絡、助言できる
- (3) Bに対する学校の指導方針を伝え、指導への協力を依頼するとともに、その方針に対するB保護者の反応を聴き取る
- (4) Bへの家庭における対応等について、B保護者と話し合う(B保護者への助言)

ここまで
7日以内

11 いじめ認知報告書(管理職作成)の提出

管理職 → 生徒指導課

- 管理職が、いじめ認知報告書を作成し、生徒指導課に提出する

【いじめ認知報告(様式1、2)】

- (1) 様式1は提出不要であるが、必要に応じて適宜活用することができる
- (2) 様式2(いじめ認知報告一覧表)を翌月7日までに生徒指導課にメールで提出する
- (3) 対応に時間を要したり、遅れたりして、報告書を期限内に提出できない場合は、理由と提出の目途を生徒指導課に電話で連絡する

翌月
7日まで

12 対応(支援・指導・助言)の継続

いじめ対策推進教員

担任、副担任、学年主任、
教科担任、部活動顧問 等

AとA保護者
BとB保護者

- 当該生徒(A、B)等への支援・指導や当該保護者への連絡等の対応を、AやBの現状や意向を把握し、組織で検討を重ねながら継続する

※⑧⑩における、B及びB保護者の受け止め等について、A及びA保護者に報告する。

※Aへの支援を、単なる「見守り」とせず、定期的な面談ほか具体的な方法を検討する

※連絡の不足や遅れが、不安を生み、不安が不満・怒りへと変化することに留意する

※重大事態の疑いがある場合は、生徒指導課と情報共有しながら、重大事態に至らないよう、遅滞なく対策を講じる

【記録用紙⑤】

《対応の視点》

- | | |
|------------------------|--------------------|
| (1) 面談による経過確認 | (2) SC・SSWとの連携 |
| (3) 関係機関(警察、医療機関等)との連携 | (4) 前籍校や関係する他校との連携 |
| (5) SNS教育プログラムの実施 | (6) 全体指導の実施 |
| (7) 生徒会活動との連携 | (8) PTAとの連携 |

3カ月
目安

13 いじめの解消判断

いじめ対策組織の構成員

- いじめの解消を組織で判断する

【記録用紙⑥、いじめ認知報告一覧表(様式2)】

- (1) いじめが止んでから3か月を目安に、A、A保護者から面談等で確認したことを根拠に、いじめ対策組織で解消を判断する
- (2) A、A保護者から面談等で確認したところ、いじめが継続していた場合、Bのいじめを止めさせ、その日から3か月を目安に、同様に解消を判断する
- (3) 「対応中」か「解消済」をいじめ認知報告書一覧表(様式2)に記載し、翌月7日までに、生徒指導課にメールで提出する

記録用紙①-1

生徒指導対応記録

提出日 年 月 日 【作成者： 】

< 聴き取り用紙 >

校長	教頭	いじめ担当	主任	担任	SC	作成者

対象児童生徒	年 組 番 氏名
相談者	
対応者	
対応方法	面談 ・ 家庭訪問 ・ 電話 ・ その他 ()
日時	年 月 日 () AM / PM : ~ :
場所	

【チェックリスト】

- (1) より具体的な事実 (5W1H) を聴く (十分な時間確保とオープン質問)
 - いつ どこで 誰が 誰に どのように 何をした (何をされた)
 - どのくらい (期間、程度) なぜしたか (なぜされたと思うか)
 - 他に状況を確認できる生徒の有無
- (2) 被害行為について、どう感じたか (思っているか) を聴き取る
 - 相談者がどう感じたか (思っているか)
- (3) 被害行為について、きっかけや関係する出来事を聴き取る
 - 被害行為のきっかけや関係する出来事 その他 (友人関係等)
- (4) 「必ず(徹底して)守り抜く」こと等を伝え、安心できる環境をつくる
 - 「必ず(徹底して)守り抜く」ことの伝達
- (5) 加害が疑われる児童生徒 (B) から聴き取り等、対応を行うことの確認をする
 - 加害が疑われる児童生徒からの聴き取りや対応の確認
- (6) A保護者に連絡することの了承を得る
 - 保護者への連絡の了承
- (7) AがBへの対応やA保護者に連絡することを拒む場合、その理由を聴き取る
 - 保護者への連絡を拒む理由 加害児童生徒への対応を拒む理由 学校の対応への要望

*確認した内容にチェックを入れる。

記録用紙①-2

第1次判断記録

関係する人間関係に留意して「いじめの疑い」があるか否かを**管理職**が第1次判断を行う。

提出日 年 月 日 【作成者：

校長	副校長	教頭	生指主事	推進教員	SC	作成者

【概要】

被害児童生徒: A	年 組 氏名	男・女	部	中卒
加害児童生徒: B	年 組 氏名	男・女	部	中卒
加害児童生徒: C	年 組 氏名	男・女	部	中卒
関係児童生徒	年 組 氏名	男・女	部	中卒
いじめの態様 該当するものに○	<input type="checkbox"/> 1 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる <input type="checkbox"/> 2 仲間はずれ、集団による無視をされる <input type="checkbox"/> 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする <input type="checkbox"/> 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする <input type="checkbox"/> 5 金品をたかられる <input type="checkbox"/> 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする <input type="checkbox"/> 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする <input type="checkbox"/> 8 パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる <input type="checkbox"/> 9 その他			
いじめの期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()			
概 要 (詳細は別紙参照) *家庭環境調査票参照	< いつ、誰が、誰に対して、どのようなことを (どの程度)、行ったか >			
第1次判断時点で被害児童生徒が訴えるいじめによる欠席日数	日	いじめによる欠席日	年 月 日 () ~	年 月 日 ()

【第1次判断】 (いじめの疑いありと判断した日=認知年月日) 年 月 日 校長 印

いじめの疑い	あり / なし
判断の理由	
重大事態の疑い	あり (1号 2号 申立て) / なし

*いじめの疑いがあれば、いじめ対策組織会議を招集し、組織として対応方針の検討

【対応・指示内容】 (校長の指導事項：対応の留意事項、対策会議までにすべきこと等)

--

記録用紙②

第1回

学校いじめ 対策組織会議録

<第1次判断直後用>

提出日 年 月 日 【作成者：

校長	副校長	教頭	生指主事	主任/担任	推進教員	SC	作成者

開催日時	年 月 日 () AM / PM : ~ :
場 所	
出席者	

【検討内容：今後の対応方針】

被害児童生徒に対して	<支援方針・支援策（前籍校からの情報を含む） : 何を、誰が、いつまでに 等>
加害児童生徒・関係児童生徒に対して	<指導方針・対応策（前籍校からの情報を含む） : 何を、誰が、いつまでに 等>

【校長指導事項】

--

記録用紙③

対応メモ

< 支援・指導・助言用 >

提出日		年	月	日		
校長	副校長	教頭	主任/担	推進教員	SC	記録者

月 日 () 時間 等	支援・指導・助言の内容	対応、連絡後の反応や要望等 <small>※実際の発言を「」付きで記載する。</small>
月 日 () : ~ :	被害児童生徒への支援	
月 日 () : ~ :	被害児童生徒の保護者への支援 (連絡内容)	
月 日 () : ~ :	加害児童生徒への指導	
月 日 () : ~ :	加害児童生徒の保護者への助言 (連絡内容)	
月 日 () : ~ :	関係児童生徒への対応	

記録用紙④

第2回

学校いじめ
対策組織会議録

提出日 年 月 日 【作成者：

校長	副校長	教頭	生指主事	主任/担任	推進教員	SC	作成者

開催日時	年 月 日 () AM / PM : ~ :
場 所	
出席者	

【現在の児童生徒の状況】 (第1次判断以降)

月 日 ()	被害児童生徒	加害児童生徒

【いじめの判断】 ※認知年月日は、いじめの疑いありと判断した日(「記録用紙①-2」による)

いじめ行為の確認	いじめ行為の存在について発言した児童生徒 <input type="checkbox"/> 被害児童生徒 <input type="checkbox"/> 加害児童生徒 () <input type="checkbox"/> 周辺児童生徒 ()
	判断結果 (いじめ行為あり いじめの疑いのみ いじめ類似行為 加・被相互認知)
判断の理由	
重大事態の疑い	あり (1号 2号 申立て) / なし

【今後の支援・指導体制と方針等】

被害児童生徒 (保護者) に対して	加害児童生徒 (保護者) に対して
関係機関との連携 (警察 児童相談所 医療機関 法務局の機関 前籍校 他校)、その他	

【校長指導事項】

--

記録用紙⑤

第 回

学校いじめ
対策組織会議録

提出日 年 月 日 【作成者：

校長	副校長	教頭	生指主事	主任/担任	推進教員	SC	作成者

開催日時	年 月 日 () AM / PM : ~ :
場 所	
出席者	

【現在の児童生徒の状況と、支援・指導経緯】

被害児童生徒（保護者）	加害児童生徒（保護者）

【今後の支援・指導体制と方針等】

被害児童生徒（保護者）に対して	加害児童生徒（保護者）に対して

関係機関との連携（ 警察 児童相談所 医療機関 法務局の機関 前籍校 他校 ）、その他

【校長指導事項】

--

記録用紙⑥

第 回

学校いじめ

対策組織会議録

<いじめの解消判断用>

提出日 年 月 日 【作成者：

校長	副校長	教頭	生指主事	主任/担任	推進教員	SC	作成者

開催日時	年 月 日 () AM / PM : ~ :
場 所	
出席者	

【現在の児童生徒の状況】 (聴き取り内容→いじめの解消判断の理由)

月 日	被害児童生徒	被害児童生徒の保護者
いじめ行為 の継続状況		
被害児童生 徒の苦痛の 継続状況		

【いじめの解消判断】 (解消年月日) 年 月 日 校長 印

いじめの解消	解消とする / 未解消のため対応継続
--------	--------------------

【今後の支援・指導体制と方針等】

被害児童生徒 (保護者) に対して	加害児童生徒 (保護者) に対して
関係機関との連携 (警察 児童相談所 医療機関 法務局の機関 前籍校 他校)、その他	

【校長指導事項】

--

生徒指導課長 様

学校長

いじめ認知報告書

1 学番・学校名等	学番	学校名	課程	分校名		
2 被害生徒	学年	年	氏名 (以下A)	性別	担任	
3 加害生徒	学年	年	氏名 (以下B)	性別	他 人	
	学年	年	氏名 (以下C)	性別		
4 被害・加害生徒の関係	クラス	部活動	部	●同じ、×異なる を選択		
	前籍校	学校	その他			
5 発見のきっかけ (該当1つに●)	※1	1 学級担任が発見	※3	7 当該生徒(本人)の保護者からの訴え		
		2 学級担任以外の教職員が発見		8 生徒(本人を除く)からの情報		
		3 養護教諭が発見		9 保護者(本人の保護者を除く)からの情報		
		4 スクールカウンセラー等の相談員が発見		10 地域住民からの情報		
	※2	5 アンケート調査など学校の取組により発見	※4	11 学校以外の関係機関からの情報		
	※3	6 本人からの訴え	※1	12 その他(匿名による投書など)		
	発見の具体					
	発見した年月日 令和 年 月 日					
	6 認知年月日	管理職に初めて報告がされ、第1次判断した年月日			令和	年 月 日
	7 いじめの年月日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
	8 いじめの態様 (複数選択可 該当欄に●)	1	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。			
		2	仲間はずれ、集団による無視をされる。			
3		軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。				
4		ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。				
5		金品をたかられる。				
6		金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。				
7		嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。				
8		パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。 <input type="checkbox"/> 学習用端末				
9		その他				
9 被害生徒の欠席状況	いじめによる欠席日数	日	いじめによる欠席休み初めの日	令和	年 月 日	
10 いじめ事案の概要	(1)被害生徒からの聴き取り内容等					
	(2)加害生徒、周辺生徒からの聴き取り内容等					
11 認知後に学校がとった対応・保護者の反応等	(1)認知後に学校がとった対応や今後の予定等					
	<input type="checkbox"/> いじめ対策会議の実施 (<input type="checkbox"/> いじめの事実有 <input type="checkbox"/> いじめの疑い <input type="checkbox"/> いじめ類似行為 <input type="checkbox"/> 加・被相互認知) <small>第1次判断後、最初に行った年月日→ 令和 年 月 日</small>					
	被害生徒に対して	<input type="checkbox"/> 生徒への聴き取り <input type="checkbox"/> 保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 生徒への支援 <input type="checkbox"/> 保護者への支援				
	支援方針					
	加害生徒に対して	<input type="checkbox"/> 生徒への聴き取り <input type="checkbox"/> 保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 生徒への指導 <input type="checkbox"/> 保護者への助言				
	指導方針					
<input type="checkbox"/> 関係機関等との連携 (<input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 児童相談所 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 法務局の機関 ※5 <input type="checkbox"/> 前籍校 <input type="checkbox"/> 他校)						
※5 「法務局の機関」との連携は、法務少年支援センターや法テラスへの相談等を行った場合、チェックを入れる						
その他 (上記以外の対応等)						
(2)保護者の反応、要望等 (生徒からの「聴き取り内容」と「支援・指導方針」を聞いた保護者の言葉)						
被害生徒の保護者	「聴き取り内容」に対する言葉					
	「支援方針」に対する言葉					
加害生徒の保護者	「聴き取り内容」に対する言葉	B:				
	「指導方針」に対する言葉	B: C:				

いじめ認知報告書【記入要領】

1	学番・学校名等	学番	学校名	課程	男・女を選択		
2	被害生徒	学年	年	氏名 (以下A)	性別		
3	加害生徒	同じであれば●、異なれば×を選択	氏名	同じ場合に部活動名を記入	別		
		学年	年	氏名 (以下C)	性別		
4	被害・加害生徒の関係	クラス	部活動	部	●同じ、×異なるを選択		
		前籍校	学校	その他			
5	発見のき (該当1つ)	同じであれば●、異なれば×を選択	担任	同じ場合に前籍校名を記入	その他、共通なことがあれば有、なければ無を選択		
			担任以外の教職員が発見				
	1つのみ選択してください	3	養護教諭が発見	※3	9	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	
		4	スクールカウンセラー等の相談員が発見		10	地域住民からの情報	
		※2	アンケート調査など学校の取組により発見	※4	11	学校以外の関係機関からの情報	
		※3	本人からの訴え	※1	12	その他(匿名による投書など)	
		発見の具体					
6	認知年月	※1 (1, 2, 3, 4, 12) については、「誰がどのような状況で発見したか」を記入				日	
		※2 (2) については、「いつ提出されたアンケート(いつの定期面談)等で誰が発見したか」を記入				日	
		※3 (6, 7, 8, 9, 10) については、「誰が誰に訴えて発見したか」を記入				日	
		※4 (11) については、「どの関係機関からの情報か」を記入				日	
7	いじめの年					日	
8	いじめの態様 (複数選択可 該当欄に●)	1	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。				
		2	仲間はずれ、集団による無視をされる。				
		3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。				
		4	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。				
		5	金				
		6	金				
		7	嫌				
		8	バ				
		9	そ				
9	被害生徒の欠席状況	いじめによ					日
10	いじめ事案の概要	(1)被害生徒からの聴き取り内容等					
		加害生徒からの聴き取り内容(言動の認否、原因・動機等)や周辺生徒からの聴き取り内容等を記入。					
		被害生徒や加害生徒等から聴き取った結果、いじめの事実が確認できた場合、「いじめの事実有」にチェック					
		被害生徒や加害生徒等から聴き取った上でいじめの疑いのままの場合、「いじめの疑い」にチェック					
		いじめ類似行為として対応する場合、「いじめ類似行為」にチェック					
		互いに、加害生徒であり、被害生徒でもある場合、「加・被相互認知」にチェック					
11	認知後に学校がとった対応・保護者の反応等	<input type="checkbox"/> いじめ対策会議の実施 (<input type="checkbox"/> いじめの事実有 <input type="checkbox"/> いじめの疑い <input type="checkbox"/> 対応済のみ、チェック) <small>第1次判断後 最初に行った年月日 令和</small>				認知	
		被害生徒に対して	生徒	座席の配慮、校内での動線の調整、SCとの面談等を含め、被害生徒の安心につながる支援方針を具体的に記入		支援	
		支援方針					
		加害生徒に対して	生徒への聴き取り	<input type="checkbox"/> 保護者への連絡	対応済のみ、チェック		
		指導方針	別室対応、SCとの面談等を含め、加害生徒の成長につながる指導方針を具体的に記入				
		<input type="checkbox"/> 関係機関等との連携 (<input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 児童相談所 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 法務局の機関 ※5 <input type="checkbox"/> 前籍校 <input type="checkbox"/> 他校)					
		その他 (上記以外の対応等)	連携済のみ、チェック				
		※ () 内以外の関係機関と連携した場合には、その他の欄に記入					
		(2)保護者の反応、要望等 (生徒からの「聴き取り内容」と「支援・指導方針」を聞いた保護者の言葉)					
		被害生徒の保護者	「聴き取り内容」に対する言葉	アンケートや予防授業等を含め、全校・学年・学級の生徒への対応や、関係機関との連携について具体的に記入			
			「支援方針」に対する言葉				
		加害生徒の保護者	「聴き取り内容」に対する言葉	B:	生徒からの「聴き取り内容」と「支援・指導方針」を聞いた保護者の反応、要望等について、保護者の言葉を「 」付きで記入		
			「指導方針」に対する言葉	C:			

生徒指導課長 様

生徒高等 学校長

いじめ認知報告書【記入例】

1 学番・学校名等	学番	500090	学校名	生徒高等学校		課程	全日制		分校名					
2 被害生徒	学年	1 年	氏名	AA AA	(以下A)	性別	男	担任	DD DD					
3 加害生徒	学年	1 年	氏名	BB BB	(以下B)	性別	男	他 <input type="checkbox"/> 人						
	学年	1 年	氏名	CC CC	(以下C)	性別	女							
4 被害・加害生徒の関係	クラス	×	部活動	×	部		●同じ、×異なる を選択							
	前籍校	●	E中 学校	その他		有	A、B、CともにF塾に通っている。							
5 発見のきっかけ (該当1つに●)	※1	1	学級担任が発見			※3	7	当該生徒(本人)の保護者からの訴え						
		2	学級担任以外の教職員が発見				8	生徒(本人を除く)からの情報						
		3	養護教諭が発見				9	保護者(本人の保護者を除く)からの情報						
		4	スクールカウンセラー等の相談員が発見				10	地域住民からの情報						
		※2	5	アンケート調査など学校の取組により発見			●	※4	11	学校以外の関係機関からの情報				
		※3	6	本人からの訴え			●	※1	12	その他(匿名による投書など)				
	発見の具体		8月1日(火)に提出された学校生活アンケートで、G担任とH学年主任が発見した。											
			発見した年月日		令和 5 年 8 月 1 日									
	6 認知年月日	管理職に初めて報告がされ、第1次判断した年月日			令和 5 年 8 月 1 日									
	7 いじめの年月日	令和 5 年 6 月 30 日 ~ 令和 5 年 7 月 31 日												
	8 いじめの態様 (複数選択可 該当欄に●)	1	冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。								●			
		2	仲間はずれ、集団による無視をされる。								●			
3		軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。												
4		ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。												
5		金品をたかられる。												
6		金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。												
7		嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。												
8		パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。 □ 学習用端末								●				
9		その他												
9 被害生徒の欠席状況	いじめによる欠席日数	1 日	いじめによる欠席 休み初めの日	令和 5 年 8 月 2 日										
10 いじめ事案の概要	(1)被害生徒からの聴き取り内容等													
	<ul style="list-style-type: none"> ・6月30日(金)昼休みに、B・Cから「キモイ」と言われ、Aは嫌な思いをした。 ・7月3日(月)以降、F塾でAが話しかけたときに、B・Cから無視をされ、Aは辛い気持ちになった。 ・7月31日(月)19:00ごろ、BがTwitterにAの画像を載せたと、F塾に通う友人から聞いた。そのため8月2日に欠席した。 													
11 認知後に学校がとった対応・保護者の反応等	(2)加害生徒、周辺生徒からの聴き取り内容等													
	Bは、10(1)のすべてを認めた。動機について、Bは、「中学時代にAから嫌なことをされ、仕返しをしたかった。」と述べた。Cは、Aに対して「キモイ」などの嫌なことを言っていない。Cは、F塾でのAへの無視は認めた。動機は、「なんとなく」とのこと。Aの友人であるJは、「キモイ」発言について、「誰が言ったかはわからないが確かに聞いた。」と述べた。													
※5「法務局の機関」との連携は、法務少年支援センターや法テラスへの相談等を行った場合、チェックを入れる	(1)認知後に学校がとった対応や今後の予定等													
	<input checked="" type="checkbox"/> いじめ対策会議の実施 (<input type="checkbox"/> いじめの事実有 <input type="checkbox"/> いじめの疑い <input type="checkbox"/> いじめ類似行為 <input type="checkbox"/> 加・被相互認知) 第1次判断後、最初に行った年月日→ 令和 5 年 8 月 4 日													
	被害生徒に対して		<input checked="" type="checkbox"/> 生徒への聴き取り <input checked="" type="checkbox"/> 保護者への連絡 <input checked="" type="checkbox"/> 生徒への支援 <input type="checkbox"/> 保護者への支援 支援方針 AがBCと一緒に受ける授業での座席等の配慮、A及び保護者の担任及びSCとの定期的な面談											
	加害生徒に対して		<input checked="" type="checkbox"/> 生徒への聴き取り <input checked="" type="checkbox"/> 保護者への連絡 <input checked="" type="checkbox"/> 生徒への指導 <input type="checkbox"/> 保護者への助言 指導方針 BCIに対して、相手の気持ちに配慮した声掛けについて指導した。Bに対して、Twitterに載せたAの画像を削除させ、情報モラルについて指導した。BCIにSCIによる面談を実施。											
	<input checked="" type="checkbox"/> 関係機関等との連携 (<input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 児童相談所 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 法務局の機関 ※5 <input checked="" type="checkbox"/> 前籍校 <input type="checkbox"/> 他校)													
	その他 (上記以外の対応等)		E中に、Bが中学時代にAからされた嫌なことについて照会したところ、生徒会活動中にAとBが口論になったことがあったとのことだった。											
(2)保護者の反応、要望等 (生徒からの「聴き取り内容」と「支援・指導方針」を聞いた保護者の言葉)														
被害生徒の保護者	「聴き取り内容」に対する言葉		「中学時代にも同じようなことがあった。」「今後、同じことがないようにしてほしい。」											
	「支援方針」に対する言葉		「お願いします。私についても、1度スクールカウンセラーと面談をお願いしたい。」 「座席の配慮はお願いします。」											
加害生徒の保護者	「聴き取り内容」に対する言葉		B:「相手を傷つけ申し訳ありません。」 C:「わかりました。ただ、背景についてもよく聴きとってもらいたい。」											
	「指導方針」に対する言葉		B:「SNSの使い方について、Aと話し合います。」「SCとの面談について聞いてみます。」 C:「わかりました。F塾にも伝えておきます。」「SCとの面談は今不要です。」											

生徒指導課長 様

学校長

いじめ認知報告書

1 学番・学校名等	学番	学校名	分校名		
2 被害児童生徒	部	学年	氏名 (以下A) 性別 担任		
3 加害児童生徒	部	学年	氏名 (以下B) 性別		
	部	学年	氏名 (以下C) 性別 他 人		
4 被害・加害児童生徒の関係	クラス	部活動等	部 ●同じ、×異なる を選択		
	前籍幼保、小、中学		その他		
5 発見のきっかけ (該当1つに●)	※1	1 学級担任が発見	※3	7 当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	
		2 学級担任以外の教職員が発見		8 児童生徒(本人を除く)からの情報	
		3 養護教諭が発見		9 保護者(本人の保護者を除く)からの情報	
		4 スクールカウンセラー等の相談員が発見		10 地域住民からの情報	
		※2 5 アンケート調査など学校の取組により発見		※4 11 学校以外の関係機関からの情報	
		※3 6 本人からの訴え		※1 12 その他(匿名による投書など)	
	発見の具体		発見した年月日 令和 年 月 日		
	6 認知年月日	管理職に初めて報告がされ、第1次判断した年月日		令和 年 月 日	
	7 いじめの年月日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
	8 いじめの態様 (複数選択可 該当欄に●)	1	冷やかしいやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。		
		2	仲間はずれ、集団による無視をされる。		
		3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。		
4		ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。			
5		金品をたかられる。			
6		金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。			
7		嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。			
8		パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。 <input type="checkbox"/> 学習用端末			
9		その他			
9 被害児童生徒の欠席状況	いじめによる欠席日数 日	いじめによる欠席休み初めの日	令和 年 月 日		
10 いじめ事案の概要	(1)被害児童生徒からの聴き取り内容等				
	(2)加害児童生徒、周辺児童生徒からの聴き取り内容等				
11 認知後に学校がとった対応・保護者の反応等 ※5 「法務局の機関」との連携は、法務少年支援センターや法テラスへの相談等を行った場合、チェックを入れる	(1)認知後に学校がとった対応や今後の予定等				
	<input type="checkbox"/> いじめ対策会議の実施 (<input type="checkbox"/> いじめの事実有 <input type="checkbox"/> いじめの疑い <input type="checkbox"/> いじめ類似行為 <input type="checkbox"/> 加・被相互認知)				
	第1次判断後、最初に行った年月日→ 令和 年 月 日				
	被害児童生徒に対して <input type="checkbox"/> 児童生徒への聴き取り <input type="checkbox"/> 保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 児童生徒への支援 <input type="checkbox"/> 保護者への支援				
	支援方針				
	加害児童生徒に対して <input type="checkbox"/> 児童生徒への聴き取り <input type="checkbox"/> 保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 児童生徒への指導 <input type="checkbox"/> 保護者への助言				
指導方針					
<input type="checkbox"/> 関係機関等との連携 (<input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 児童相談所 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 法務局の機関 ※5 <input type="checkbox"/> 前籍校 <input type="checkbox"/> 他校)					
その他 (上記以外の対応等)					
(2)保護者の反応、要望等 (児童生徒からの「聴き取り内容」と「支援・指導方針」を聞いた保護者の言葉)					
被害児童生徒の保護者	「聴き取り内容」に対する言葉				
	「支援方針」に対する言葉				
加害児童生徒の保護者	「聴き取り内容」に対する言葉	B:			
	「指導方針」に対する言葉	C:			

参考

有色セルのみ記載

行・列を挿入・削除しないこと！

生徒指導課長 様

学校長

いじめ認知報告書【記入要領】

1	学番・学校名等	学番	小学部・中学部・高等部 を選択	分校名	男・女を選択				
2	被害児童生徒	部	学年	氏名	(以下A) 性別				
3	加害児童生徒	同じであれば●、異 なれば×を選択	同じものがあれば ●、なければ×を 選択	同じ場合に部活動名を記入	加害児童生徒を全員記載で きない場合、人数を記入				
4	被害・加害 児童生徒の関 係	クラス	部活動等	部	有の場合は、その具体を記入 択				
5	発見のきっかけ (該当1つに●)	同じであれば ●、異なれば× を選択	同じ場合に前籍校名を記入	学校種別を選択	その他、共通なことがあ れば有、なければ無を選択				
6	1つのみ選 択してく ださい	※1	2	学級担任以外の教職員が発見	※3	9	保護者(本人の保護者を除く)からの情報		
		3	養護教諭が発見	※4	10	地域住民からの情報			
		4	スクールカウンセラー等の相談員が発見	※1	11	学校以外の関係機関からの情報			
		※2	5	アンケート調査など学校の取組により発見	※1	12	その他(匿名による投書など)		
		※3	6	本人からの訴え					
※1 (1, 2, 3, 4, 12) については、「誰がどのような状況で発見したか」を記入 ※2 (2) については、「いつ提出されたアンケート(いつの定期面談)等で誰が発見したか」を記入 ※3 (6, 7, 8, 9, 10) については、「誰が誰に訴えて発見したか」を記入 ※4 (11) については、「どの関係機関からの情報か」を記入									
6	認知年月日								
7	いじめの年月日	令和	年	月	日	～	令和		
8	いじめの態様 (複数選択可 該当欄に●)	1	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。						
		2	仲間はずれ、集団による無視をされる。						
		3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。						
		4	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。						
		5	金品をたかられる。						
		6	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。						
9	被害児童生 の欠席状況	「8 いじめの態様」の具体について、被害児童生徒からの聴き取り内容(加害生徒のいつ、どんな言動 に対して、どう感じたかなど)と、学校の対応方針に対する被害児童生徒の意向等を簡潔に記入すること。 ※加害児童生徒への聴き取り等を拒否した場合、理由を確認し、加害児童生徒への聴き取りに関する被 害児童生徒の不安を軽減し、学校の対応方針について了解を得る。							
10	いじめ事案 の概要	加害児童生徒からの聴き取り内容(言動の認否、原因・動機等)や周辺児童 生徒からの聴き取り内容等を記入。 被害児童生徒や加害児童生徒等から聴き取った結果、いじめの事実が確認できた場合、「いじめの事実有」にチェ ック 被害児童生徒や加害児童生徒等から聴き取った上でいじめの疑いのままの場合、「いじめの疑い」にチェック いじめ類似行為として対応する場合、「いじめ類似行為」にチェック 互いに、加害児童生徒であり、被害児童生徒でもある場合、「加・被相互認知」にチェック							
11	認知後に学 校がとった対応・ 保護者の反応等	いじめ対策会議の実施 ()		いじめの事実有 ()		いじめの疑い ()		対応済のみ、チェック ()	
		被害児童生徒に対して ()		児童生徒への聴き取り ()		保護者への連絡 ()		対応済のみ、チェック ()	
		支援方針		別室対応、SCとの面談等を含め、被害児童 生徒の安心につながる支援方針を具体的に記入		指導方針		別室対応、SCとの面談等を含め、加害児童生徒の成長につながる 指導方針を具体的に記入	
		加害児童生徒に対して ()		児童生徒への聴き取り ()		保護者への連絡 ()		対応済のみ、チェック ()	
※5 「法務局の機関」 との連携は、法務少 年支援センターや法 テラスへの相談等 を行った場合、チェ ックを入れる		関係機関等との連携 ()		警察 ()		その他 (上記以外の対応等)		連携済のみ、チェック ※ () 内以外の関係機関と連携した場合には、その他の欄に記入	
(2) 保護者の反応、要望等 (見		被害児童生徒の保護者		「聴き取り内容」 に対する言葉		「支援方針」 に対する言葉		アンケートや予防授業等を含め、全校・学年・学級の生徒への対応 や、関係機関との連携について具体的に記入	
加害児童生徒の保護者		「聴き取り内容」 に対する言葉		「指導方針」 に対する言葉		児童生徒からの「聴き取り内容」と「支援・指導方針」を聞いた保 護者の反応、要望等について、保護者の言葉を「 」付きで記入			

生徒指導課長 様

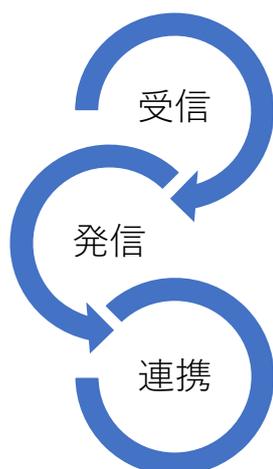
生徒特別支援 学校長

参考

いじめ認知報告書【記入例】

1 学番・学校名等	学番	500090	学校名	生徒特別支援学校			分校名		
2 被害児童生徒	高等部	1 学年	氏名	AA AA (以下A)	性別	男	担任	DD DD	
3 加害児童生徒	高等部	1 学年	氏名	BB BB (以下B)	性別	男			
	高等部	1 学年	氏名	CC CC (以下C)	性別	男	他	人	
4 被害・加害 児童生徒の関係	クラス	●	部活動等	×	部	●同じ、×異なる を選択			
	前籍幼保、小、中学	●	E中学校	その他	有	A、B、Cともに寄宿舎から登校			
5 発見のきっかけ (該当1つに●)	※1	1	学級担任が発見			※3	7	当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	
		2	学級担任以外の教職員が発見				8	児童生徒(本人を除く)からの情報	
		3	養護教諭が発見				9	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	
		4	スクールカウンセラー等の相談員が発見				10	地域住民からの情報	
	※2	5	アンケート調査など学校の取組により発見 ●			※4	11	学校以外の関係機関からの情報	
	※3	6	本人からの訴え			※1	12	その他(匿名による投書など)	
	発見の具体		8月1日(火)に提出された学校生活アンケートで、G担任とH学年主任が発見した。						
		発見した年月日		令和 5 年 8 月 1 日					
6 認知年月日	管理職に初めて報告がされ、第1次判断した年月日			令和 5 年 8 月 1 日					
7 いじめの年月日	令和 5 年 6 月 30 日 ~ 令和 5 年 7 月 31 日								
8 いじめの態様 (複数選択可 該当欄に●)	1	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。						●	
	2	仲間はずれ、集団による無視をされる。						●	
	3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。							
	4	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。							
	5	金品をたかられる。							
	6	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。							
	7	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。							
	8	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。 □ 学習用端末						●	
	9	その他							
9 被害児童生徒 の欠席状況	いじめによる欠席日数	1 日	いじめによる欠席 休み初めの日	令和 5 年 8 月 2 日					
10 いじめ事案 の概要	(1)被害児童生徒からの聴き取り内容等 ・6月30日(金)昼休みに、B・Cから「キモイ」と言われ、Aは嫌な思いをした。 ・7月3日(月)以降、寄宿舎でAが話しかけたときに、B・Cから無視をされ、Aは辛い気持ちになった。 ・7月31日(月)19:00ごろ、BがツイッターにAの画像を載せたと、寄宿舎の友人から聞いた。そのため8月2日に欠席した。								
	(2)加害生徒、周辺生徒からの聴き取り内容等 Bは、10(1)のすべてを認めた。動機について、Bは、「中学時代にAから嫌なことをされ、仕返しをしたかった。」と述べた。 Cは、Aに対して「キモイ」などの嫌なことを言っていない。Cは、寄宿舎でのAへの無視は認めた。動機は、「なんとなく」とのこと。 Aの友人であるJは、「キモイ」発言について、「誰が言ったかはわからないが確かに聞いた。」と述べた。								
11 認知後に学 校がとった対応・ 保護者の反応等 ※5「法務局の機関」 との連携は、法務少 年支援センターや法 テラスへの相談等 を行った場合、チェッ クを入れる	(1)認知後に学校がとった対応や今後の予定等 ☐ いじめ対策会議の実施 (☐ いじめの事実有 ☐ いじめの疑い ☐ いじめ類似行為 ☐ 加・被相互認知) 第1次判断後、最初に行った年月日→ 令和 5 年 8 月 4 日								
	被害児童生徒に対して		☐ 児童生徒への聴き取り ☐ 保護者への連絡 ☐ 児童生徒への支援 ☐ 保護者への支援						
	支援方針		AがBCと一緒に受ける授業での座席等の配慮、A及び保護者の担任及びSCとの定期的な面談						
	加害児童生徒に対して		☐ 児童生徒への聴き取り ☐ 保護者への連絡 ☐ 児童生徒への指導 ☐ 保護者への助言						
	指導方針		BCに対して、相手の気持ちに配慮した声掛けについて指導した。Bに対して、ツイッターに載せたAの画像を削除させ、情報モラルについて指導した。BCにSCによる面談を実施。						
	☐ 関係機関等との連携 (☐ 警察 ☐ 児童相談所 ☐ 医療機関 ☐ 法務局の機関 ※5 ☐ 前籍校 ☐ 他校)		その他 (上記以外の対応等) E中に、Bが中学時代にAからされた嫌なことについて照会したところ、生徒会活動中にAとBが口論になったことがあったとのことだった。						
(2)保護者の反応、要望等 (児童生徒からの「聴き取り内容」と「支援・指導方針」を聞いた保護者の言葉)									
被害児童生徒 の保護者	「聴き取り内容」 に対する言葉	「中学時代にも同じようなことがあった。」「今後、同じことがないようにしてほしい。」							
	「支援方針」 に対する言葉	「お願いします。私についても、1度スクールカウンセラーと面談をお願いしたい。」 「座席の配慮はお願いします。」							
加害児童生徒 の保護者	「聴き取り内容」 に対する言葉	B:「相手を傷つけ申し訳ありません。」 C:「わかりました。ただ、背景についてもよく聴きとってもらいたい。」							
	「指導方針」 に対する言葉	B:「SNSの使い方について、Aと話し合います。」「SCとの面談について聞いてみます。」 C:「わかりました。」「SCとの面談は今不要です。」							

保護者連携のポイント



保護者と学校との連携は、児童生徒が学校を信頼し、安全・安心で充実した学校生活を送るためのもの。
学校の真摯な姿勢が、保護者との信頼関係構築につながる。
そのため、連絡はまず学校から行い、こまめに経過の報告を。学校から連絡がないことは、保護者にとって不安なまま放置されるようなもの。不安は、やがて、不満、怒りとなる。
児童生徒や保護者の思いに寄り添い、早く対応を始め、すべての児童生徒を守る支援・指導を継続し、保護者と連絡を密にしながら支援・助言することで、いじめの解消と再発防止につなげる。

①保護者との『電話対応』のポイント

いじめ事案の保護者対応は、電話で用件を伝えて終わらせるのではなく、面談の約束（伺い）までする。

- ポイント1 保護者への電話連絡の際には、伝えなくてはならないことを、組織で検討し、書き出しておくこと。また、管理職は内容を把握しておく。
- ポイント2 原則として担任等関係性の深い教員が保護者に電話連絡をする。また、連絡者の脇に学年主任や管理職等が待機している状況が望ましい。
- ポイント3 日頃の保護者への電話連絡や対応を担当が行っているが、いじめ事案に関しては、状況に応じて、学年主任やいじめ対策推進教員、管理職等が保護者に対応し、保護者の意向や要望を丁寧に聴き取る。
- ポイント4 教職員が情報共有しておくこと。保護者からの電話での問合せや面談時に、「話を聞いていない」「知らない」と返答してしまうことで、学校に対する不信感を生まないようにする。

②保護者との『面談対応』のポイント

いじめ事案の保護者対応は、保護者の話を丁寧に聴き、願いや気持ちを理解したうえで、学校の方針を示して保護者と一緒に対処していこうとする姿勢から始める。

- ポイント1 家庭訪問を連絡したり、来校を依頼したりする段階から、保護者と協力関係を結ぶ関わりは始まっている。面談可能な日時について速やかに調整する。
- ポイント2 校内での面談場所の設定や、誰が対応するのにも学校の姿勢が表れる。他の教職員や児童生徒が出入りするような場所や、他者の視線が気になるような場所で面談をしない。
- ポイント3 複数で対応し、担任や学年主任が面談に臨む場合でも、はじめに管理職が同席して挨拶をすることが望ましい。記録を忘れずに行う。
- ポイント4 家庭訪問時の第一声は、受け入れていただいたことへの感謝の言葉を発する。

- ポイント5 保護者来校時の第一声は、出向いてくれたことへの感謝とねぎらいの言葉を発する。
- ポイント6 学校の帰責性が明確な点については、まず学校からお詫びすることが必要である。
- ポイント7 対応途中であっても、確認できた事実だけでなく、対応（支援・指導）方針を伝え、その後の見通しを伝える。
- ポイント8 保護者の気持ちを語る機会（時間）を設け、意向や要望を十分に聴き取る。

③保護者の意向や要望を『傾聴』する際のポイント

保護者の話をよく聴き、事実関係と今の気持ちを把握する。

- ポイント1 「保護者の言葉」をさえぎらない
 - ・ 伝えるべき内容や聴きたいことは整理しておき、十分話を聴いた後で話す。
- ポイント2 相づちの効用
 - ・ 「うん、うん」ではなく、「はい」「そうですね」と、丁寧に応対する。
- ポイント3 言葉を繰り返し、内容を要約して保護者に確認
 - ・ 保護者が、自分の気持ちと言葉を受け止めてくれていると感じる。
- ポイント4 怒り、悲しみを受け止め、振り回されない
 - ・ 保護者は、被害・加害ともつらい気持ちになる。保護者の立場に立って理解し、対応する。
 - ・ 保護者が大声を出しているからといって、悪質な苦情や不当な要求といった先入観をもたないようにする。
 - ・ 怒りの背景には何があるかと、保護者の気持ちを解きほぐしていく。
 - ・ 保護者の怒りや自身の感情に振り回されないようにする。
- ポイント5 事実と推測、感情を区別して聴く
 - ・ 「客観的な事実（5W1H）」と「推測」「感情」を区別しながら、丁寧に聴き、両方を大切に扱う。
 - ・ 学校としてきちんと把握したい旨を伝え、メモをとることの了承を得る。
 - ・ 「客観的な事実（5W1H）」を記録に残し、正確な情報を保護者や教職員と共有できるようにする。
- ポイント6 最も訴えたい内容（主訴）を把握する
 - ・ 学校に自分の思いを理解してもらいたいという気持ちが強ければ、種々の要望が出るはず。
 - ・ 事実関係を整理しながら、「保護者が一番求めていることは何か」を把握するように努める。
 - ・ 学校が保護者に対して真摯に対応しようとしていることが伝わり、保護者が感情を表すことができると、気持ちが落ち着く。
- ポイント7 「要点」や「今後の対応」などを確認
 - ・ 面接の最後に、「話の要点」や「今後の対応」、「連絡方法」等を確認する。
 - ・ 学校として、「何をいつまでにできるか」を明確にする。
 - ・ できないことは、理由を明確にして、できない旨を伝える。
 - ・ その場で回答が難しい場合は、自ら判断して答えずに、「学校内で相談してから回答させていただきます。」とはっきり伝える。

④児童生徒や保護者から被害の訴え（アンケート記載含む）があった時の対応例

受信

・ 保護者から被害の訴えを聴き取った段階

- 「ご心配をおかけしまして、申し訳ございません」（謝罪）
- （被害児童生徒が在校の場合は）「まず、本人の話をしっかりと聴いたうえで、対応させていただきます。また、後ほどご連絡いたします」など
- （被害児童生徒が欠席の場合は）「まず、本人の話をしっかりと聴いたうえで、対応させていただきます。直接、本人から話を聴きたいのですが、会うことができますか」など
- 保護者から連絡があったことを、本人に伝えてよいかを確認する。
- 対応経過について、訴えがあったその日に（家庭訪問した際に、来校いただいた際に、電話で）、もう一度連絡することを保護者に伝える。

1 報

・ 被害を訴えた児童生徒から聴き取った（在校）段階 → 電話

- 「落ち着いています」「保健室で休ませています」等、現在の児童生徒の状態について、まずは、電話で一報を入れる。
- 「よく話してくれました。（アンケートに記載がありました。）詳細については、後ほど（家庭訪問した際に、来校いただいた際に、電話で）、お伝えします」

2 報

・ 被害児童生徒から聴き取り、詳細を伝える段階 → 面談（家庭訪問、保護者の来校）、電話

- 「本人からも話を聴きました。つらかったと思います」（共感）
- 「よく話してくれました。相談してくれてありがたかったです」（感謝）
- 「私と〇〇先生が聴き取りをしました」と、誰が聴き取りをしたのかを伝える。
- 「家の人に伝えることを本人に了解をとったうえで連絡しています」
- 「『家の人には言わないで』と本人は言っているのですが、
①心配である、②命にかかわる、③〇〇さんがご家庭にいるときの見守りをお願いしたいので、（保護者）様にお伝えします」
- 「〇〇と本人は言っています」と、児童生徒から聴き取った内容を児童生徒の言葉を用いて伝える。
- 「学校が〇〇することを本人に伝えました（寄り添う姿勢を伝える）」（約束）
①関係児童生徒、加害児童生徒からの聴き取りを始めることに対して、被害を訴えた児童生徒自身の要望を伝える。「本人はこう（OK・NO）言っています」

- ②場合によっては、保護者に理解を促すよう協力を依頼する。
- ③「被害を訴えている児童生徒を守る」「秘密を守る」ことを伝え、不安を取り除く。
- 「今後、学校として～のように対応していきますが、よろしいでしょうか」と、学校の対応方針を具体的に説明し、保護者の意向や要望を聴く。
 - ①被害児童生徒への支援方針、加害児童生徒への指導方針、集団に対する指導方針についての意向や要望を聴き取る。
 - ②事実確認のために、学校がSNS等のデータを保存したいことを伝える。
 - ③場合によっては、学校が警察に対応について相談すること伝える。
- 連絡の最後に、家庭での見守りを依頼する。
- (児童生徒に命にかかわる言動が見られた場合は、必ず面談で)
 - ①保護者向け「自殺予防リーフレット」を見せ、自殺のリスクを保護者と共有する。
 - ②「TALKの原則」のページを見せ、家庭での児童生徒への接し方について助言する。
 - ③児童生徒と話し合ったり、児童生徒の自室を確認したりして、自殺につながる危険なものを片付けることを保護者に依頼する。
 - ④必要に応じて、RAMPSの結果やSCの見立てをもとに、医療機関の一覧や「精神医療相談窓口リーフレット」を示し、医療受診を促す。

「(注) 精神医療相談窓口とは、緊急に精神科医療が必要になった時のために設置されている、電話相談窓口です。

電話番号：0258-24-1510

開設時間 夜間：平日・休日を問わず午後5時～翌午前8時30分

休日：土曜・日曜、祝日の午前8時30分～午後5時

※開設時間以外は、最寄りの保健所（新潟市在住の方は新潟市こころの健康センター）へ相談」

〔 被害児童生徒の保護者連携の基本 〕

- * いじめを訴えた保護者にとって、学校が対応しているのかどうか分からないことが不安である。
- * 現在、学校が把握している客観的事実のみを伝えるようにする。(推測や解釈は×)
- * 事実確認等に時間を要する場合には、途中経過（「○○については確認できました」）や、現在の対応を伝え、保護者に学校の対応が分かるようにする。
- * 児童生徒からの聴き取りや支援に対して、保護者が誤解や不信感を抱かれないように、直接面談して説明するようにする。

⑤いじめの認知から解消までの対応

【被害児童生徒の保護者に対して】

- 学校での被害児童生徒の様子や加害児童生徒への対応経過等を伝えるとともに、家庭での児童生徒のようすを伺いながら、家庭での見守りを継続することを依頼し、信頼関係を深める。
- いじめの解消まで、見守り続けることを伝えるとともに、学校や家庭での様子等について（定期的に）確認し合うことを伝える。
- 少なくとも3か月を目安に、被害児童生徒とその保護者にいじめが止んでいることを面談等で確認する。（解消の判断の根拠になる）

【加害児童生徒の保護者に対して】

- 「〇〇さんは、帰宅していますでしょうか」と、児童生徒の所在を確認する。
- 「私と〇〇先生が〇〇さんから話を聴きました」と、誰が聴き取りをしたのかを伝える。
- 教職員の主観が入らないように、児童生徒から聴き取った内容に基づく事実を伝える。
- 「今後、学校として～のように指導していきます」等、今後の学校の指導方針を具体的に説明した上で、加害児童生徒の成長に主眼を置いて指導していくことへの協力をお願いします。
- 学校での児童生徒の様子や指導経過等とともに、「家での様子はどうですか」と家庭での様子を確認する。特別な指導を要する場合には、来校していただいたうえで説明する。
- いじめの解消まで、学校や家庭での様子等について（定期的に）確認し合うことをとおして、児童生徒の成長の（社会性を育む）ために協力していくことを伝える。
- 被害児童生徒へ謝罪したい意向があれば、相談に応じる。
- 対応時の最後に、家庭での見守りを依頼する。

〔 加害児童生徒の保護者連携の基本 〕

- * 連絡は電話で、説明は面談で行うことで、誤解や不信感を抱かれないようにする。
- * 加害児童生徒の保護者を責めるのではなく、加害児童生徒のことを心配する気持ちが伝わるようにして、協力関係が結べるように話し合いを進める。
- * 加害児童生徒が行為に至った心情を理解（共感）しつつも、許されない行為であることを説明する。また、悪意がなくても被害児童生徒は傷ついていることからその対応への協力を依頼する。
- * 場合によっては、「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。

いじめに関するアンケートについて

生徒の実態を把握し、生徒が書きやすい、悩みを訴えやすい環境下で、いじめアンケートを実施する必要がある。

自宅に持ち帰らせて実施するアンケートや無記名によるアンケート、ICTを活用したアンケート等の有効性を教職員が理解し、ねらいに応じた方法、タイミングで実施する。アンケート後に教育相談を実施することも効果的である。

1 いじめに関するアンケートの目的と内容

いじめに関するアンケートは、教師がいじめを許さない、見逃さない、一人一人の児童生徒をいじめから守り抜く、という児童生徒及び保護者への強いメッセージになる。

「アンケート調査においては、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式とを必要に応じて組み合わせて実施する。」（新潟県いじめ防止基本方針 第3 3いじめの防止等に関する措置（2）いじめの早期発見 エ より）

「アンケートは、安心していじめを訴えられるよう無記名にするなど工夫し・・・必要である。」（改定 いじめ等防止のための基本的な方針（文部科学省 H29.3.14）別添2「いじめに対する措置」のポイント（2）早期発見 ②いじめの早期発見のための措置より）

記名式で実施する場合において、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すことで、無記名式アンケートとすることができる。深刻な事案であるほど、記名式では回答しづらいものである。

特定の児童生徒だけが記述のため鉛筆を動かすことがないように、全員に記述を求める欄を設けたり、周囲の目を気にすることなく記述できるように自宅に持ち帰らせて期限を決めて（翌日）提出させたりするなど、回答することへの抵抗を和らげる工夫が必要である。

2 「学校生活に関するアンケート調査」の例（〇～〇頁参照）

- ・ 新潟県高等学校長協会作成アンケートや、次頁からのアンケート等を参考にして作成する。
- ・ ハイリスクのリストアップも含めたアンケートとして作成する。

3 実施にあたっての留意事項

- ・ 全ての児童生徒を対象として、年3回以上実施、定期的実施する。
- ・ 欠席した児童生徒については、後日、速やかに調査を実施する。
- ・ 長期欠席児童生徒等については、家庭訪問などを通して状況の把握に努める。
- ・ アンケート提出日が複数日に及ぶ場合でも、必ず提出された当日に、複数の教員でチェックする。気になる回答をした児童生徒については、アンケートの原本とともにいじめ対策推進教員、管理職に報告する。

4 回答済アンケート用紙の保存について

- ・ すべての回答済アンケート用紙の原本を、気になる回答がなかったものも、少なくとも5年間保存する。
- ・ 保存形式は、紙媒体（原本）または電磁的記録に変換したもの（PDF：写し）とする。
- ・ PDF等にデジタル化したアンケート・データについては、県の文書規定や個人情報保護法を踏まえ、適切に管理・保存・廃棄すること。
- ・ 写しであるPDF形式の文書を証拠として提出しなければならない場合、所属長が原本証明をする。

「学校生活」に関するアンケート調査 (第〇回 令和〇年〇月〇日実施)

このアンケートは、みなさんが安心して、楽しく学校生活を送ることができるように手助けするためのものです。

また、みなさん一人ひとりが自分の生活を見つめる機会でもあります。

なお、アンケートは5月と・・・2月の年〇回実施します。

今回のアンケートは、7月〇日(〇)までに、封筒に入れて担任に提出してください。

◆ アンケートについては、みなさんの秘密は守られます。安心して記入してください。

年 組 番 氏名

(氏名を書きたくない人は、無理して氏名を書く必要はありません)

*該当欄に〇を記入してください。

1 悩みごとについて

(1) あなたは今、何か悩みごとがありますか。

<input type="checkbox"/>	ア ある	アの人は(2)と(3)へ進んでください
<input type="checkbox"/>	イ ない	イの人は(3)へ進んでください

(2) どんなことで悩んでいますか。当てはまるものには、すべて〇を付けてください。

<input type="checkbox"/>	ア 友人のこと	<input type="checkbox"/>	カ 健康や身体のこと
<input type="checkbox"/>	イ 家族のこと	<input type="checkbox"/>	キ 先生のこと
<input type="checkbox"/>	ウ 勉強や成績のこと	<input type="checkbox"/>	ク 異性のこと
<input type="checkbox"/>	エ 進路のこと	<input type="checkbox"/>	ケ 自分のこと
<input type="checkbox"/>	オ 学校生活のこと	<input type="checkbox"/>	コ その他(具体的に)

(3) あなたは、悩みを解決するために、誰に相談しますか。当てはまるものには、すべて〇を付けてください。

<input type="checkbox"/>	ア 先生	<input type="checkbox"/>	エ 誰にも相談せず、自分で解決する
<input type="checkbox"/>	イ 保護者や家族	<input type="checkbox"/>	オ その他(具体的に)
<input type="checkbox"/>	ウ 友人		

2 いじめについて

(1) 前回アンケートを行った〇年〇月〇日以降、いじめられたことがありますか。

<input type="checkbox"/>	ア ある (月頃)	アの人は(2)以降へ進んでください
<input type="checkbox"/>	イ ない	イの人は(8)以降へ進んでください

(2) そのいじめは今も続いていますか。

<input type="checkbox"/>	ア 続いている
<input type="checkbox"/>	イ 続いていない

(3) それは、誰からいじめられましたか。当てはまるものには、すべて〇を付けてください。

<input type="checkbox"/>	ア 同じクラスの児童生徒
<input type="checkbox"/>	イ 同学年の児童生徒
<input type="checkbox"/>	ウ 上級生
<input type="checkbox"/>	エ 下級生
<input type="checkbox"/>	オ 部活動を一緒にしている人
<input type="checkbox"/>	カ 他の学校の児童生徒
<input type="checkbox"/>	キ その他 ()

(4) それは、どんないじめでしたか。当てはまるものには、すべて○を付けてください。

- | | | |
|--------------------------|---|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | ア | 冷やかしやからかい、悪口やおどし、いやなことを言われた |
| <input type="checkbox"/> | イ | 仲間はずれ、集団による無視をされた |
| <input type="checkbox"/> | ウ | 軽くぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした |
| <input type="checkbox"/> | エ | お金や物をたかられた |
| <input type="checkbox"/> | オ | お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりした |
| <input type="checkbox"/> | カ | 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした |
| <input type="checkbox"/> | キ | パソコンやスマホ、ケータイなどで、嫌なことを書かれたりされたりした |
| <input type="checkbox"/> | ク | その他() |

(5) そのいじめを受けたとき誰かに相談しましたか。

- | | | | |
|--------------------------|---|---------|---------------------|
| <input type="checkbox"/> | ア | 相談した | アの人は(6)と(8)へ進んでください |
| <input type="checkbox"/> | イ | 相談していない | イの人は(7)と(8)へ進んでください |

(6) そのいじめについて誰に相談しましたか。当てはまるものには、すべて○を付けてください。

- | | | | | | |
|--------------------------|---|----------|--------------------------|---|-------------|
| <input type="checkbox"/> | ア | 保護者 | <input type="checkbox"/> | カ | 部活動顧問の先生 |
| <input type="checkbox"/> | イ | 友人や先輩・後輩 | <input type="checkbox"/> | キ | ウ～カ以外の先生 |
| <input type="checkbox"/> | ウ | 担任の先生 | <input type="checkbox"/> | ク | スクールカウンセラー |
| <input type="checkbox"/> | エ | 保健室の先生 | <input type="checkbox"/> | ケ | 学校以外の相談機関の人 |
| <input type="checkbox"/> | オ | 生徒指導の先生 | <input type="checkbox"/> | コ | その他() |

(7) 相談していない理由は何ですか。当てはまるものには、すべて○を付けてください。

- | | | |
|--------------------------|---|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> | ア | 先生に相談してもこじれるから |
| <input type="checkbox"/> | イ | 先生に相談しても気持ちを分かってもらえないから |
| <input type="checkbox"/> | ウ | 相談する相手にいじめられていることを知られたくないから |
| <input type="checkbox"/> | エ | 保護者に相談すると心配するから |
| <input type="checkbox"/> | オ | 相談したら、仕返しが怖いから |
| <input type="checkbox"/> | カ | その他() |

(8) 前回アンケートを行った○年○月○日以降、あなたの友人や周りの人でいじめられている人はいますか。

- | | | | |
|--------------------------|---|-----|--------------------|
| <input type="checkbox"/> | ア | いる | アの人は(9)以降へ進んでください |
| <input type="checkbox"/> | イ | いない | イの人は(10)以降へ進んでください |

(9) それは、どんないじめでしたか。当てはまるものには、すべて○を付けてください。

- | | | |
|--------------------------|---|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | ア | 冷やかしやからかい、悪口やおどし、いやなことを言われた |
| <input type="checkbox"/> | イ | 仲間はずれ、集団による無視をされた |
| <input type="checkbox"/> | ウ | 軽くぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした |
| <input type="checkbox"/> | エ | お金や物をたかられた |
| <input type="checkbox"/> | オ | お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりした |
| <input type="checkbox"/> | カ | 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした |
| <input type="checkbox"/> | キ | パソコンやスマホ、ケータイなどで、嫌なことを書かれたりされたりした |
| <input type="checkbox"/> | ク | その他() |

(10) あなたは、いじめを見たり聞いたりしたとき、どうしますか。当てはまるものには、すべて○を付けてください。

- | | | | |
|--------------------------|---|-------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | ア | いじめている人に注意したり、やめさせたりする | |
| <input type="checkbox"/> | イ | いじめられている人の話を聞いたり、相談に乗ってやったりする | |
| <input type="checkbox"/> | ウ | 先生(スクールカウンセラーも含む)に相談する | |
| <input type="checkbox"/> | エ | 友人や先輩に相談する | |
| <input type="checkbox"/> | オ | 保護者に相談する | |
| <input type="checkbox"/> | カ | 学校以外の機関に相談する | |
| <input type="checkbox"/> | キ | 何もしない | |
| <input type="checkbox"/> | ク | その他(|) |

(11) いじめをなくしたり、起こさないようにしたりすることについて学校(先生)の取組は十分だと思いますか。

- | | | |
|--------------------------|---|---------|
| <input type="checkbox"/> | ア | 十分だと思う |
| <input type="checkbox"/> | イ | 少し思う |
| <input type="checkbox"/> | ウ | あまり思わない |
| <input type="checkbox"/> | エ | 全然思わない |

(12) あなたは、いじめをなくしたり、起こさないようにしたりするためには、どうしたらよいと思いますか。当てはまるものには、すべて○を付けてください。

- | | | | |
|--------------------------|---|-------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | ア | 先生が相談に乗ってくれる | |
| <input type="checkbox"/> | イ | 先生がいじめに対して厳しく指導する | |
| <input type="checkbox"/> | ウ | 先生が児童生徒の言動などに注意し、いじめに気付く工夫をする | |
| <input type="checkbox"/> | エ | 先生が分かりやすい授業を行う | |
| <input type="checkbox"/> | オ | 学校行事などを通じ、児童生徒間の交流を深める | |
| <input type="checkbox"/> | カ | 保護者が子どもに善悪をきちんと教える | |
| <input type="checkbox"/> | キ | ボランティアなど、他人を思いやる体験活動を行う | |
| <input type="checkbox"/> | ク | 生徒会活動等を通じ、児童生徒自らいじめをなくす活動をする | |
| <input type="checkbox"/> | ケ | アンケートや個別面談を行う | |
| <input type="checkbox"/> | コ | 学校以外の相談機関を活用する | |
| <input type="checkbox"/> | サ | その他(|) |

(13) 学校生活について、先生に聞いてほしいこと、相談したいことなどがあれば自由に記入してください。

--

3 心の状態について

(1) 最近、朝、「学校に行きたくないなあ」と思うことがありますか。

- ア はい
 イ いいえ

アの方は、それはどんな時ですか

(2) 今、心が苦しいですか。

- ア はい
 イ いいえ

アの方は(3)と(4)へ進んでください

イの方は(4)へ進んでください

(3) 今、心が苦しい理由として、当てはまるものには、すべて○を付けてください。

- ア 家族(父母、きょうだい、祖父母等)や、一緒に暮らしていた親戚を亡くした
 イ 友人・知人を亡くした
 ウ ペットを亡くした
 エ 大切にしている物を紛失した
 オ 大きな病気をした
 カ 大きなケガをした
 キ 大きな失敗をした
 ク クラスや部活でトラブルがあった
 ケ 自分を傷つけた
 コ 「消えてしまいたい」と思うくらい心が苦しくなることがあった
 サ 「死にたい」と思ったことがある
 シ 友人に「死にたい」と言われたことがある
 ス その他()

(4) あなたは心が苦しくなった時、誰かに相談しますか。

- ア はい
 イ いいえ

アの方は、それは誰ですか

(5) あなたは心が苦しくなった時、どのようにしていますか。

いじめ認知時の対応フロー（市町村立学校の場合）

いじめ事案認知

市町村立学校

- 事案認知後、迅速にいじめの事実の有無の確認、解消へ向けて対応及び設置者（市町村教育委員会）に報告（いじめ防止対策推進法第23条2項）
※報告は電話及び文書（市町村教育委員会指定の認知報告書または事故報告書作成）
- 重大事態の場合、調査を実施し、設置者（市町村教育委員会）を通じて、地方公共団体の長へ報告（いじめ防止対策推進法第28条1項、30条1項）
- 重大ないじめ事案や犯罪行為として認められるべき事案、児童ポルノ関連のいじめ事案は直ちに警察に相談・通報し、適切に援助を求める。
（いじめ防止対策推進法 第23条第6項、文部科学省通知 4文科初第2121号）
- 警察署等と個別事案に係る日常的な情報共有や相談・通報ができるような体制の構築に取り組む。
（文部科学省通知 4文科初第2121号）

1号重大事態（生命心身財産）発生後、判断して直ちに報告

報告

2号重大事態（不登校）の疑い
いじめが疑われる欠席が1週間に至る前に判断して報告

支援・指示

市町村教育委員会

- 報告を受け、必要に応じて学校に必要な支援・指示等の措置を講じ、自ら調査を行う
※学校からの事故報告書受理（いじめ防止対策推進法第24条）
- 県への報告の必要性を判断し、必要な事案は事故報告書により県へ報告（参考送付）
- 必要に応じて、県教育委員会に支援を要請（新潟県いじめ防止基本方針 第5-3(3)）
- 重大事態の場合は、必要な調査、または、指導、支援、対処、措置を行う。
（いじめ防止対策推進法第28条1項、3項、第30条5項）
- 重大事態調査の発生、調査開始、調査報告書完成時それぞれ、生徒指導課を通じて、文部科学省に報告する。
- 重大事態の場合は、市町村教育委員会の長に報告する。
- 警察署等と個別事案に係る日常的な情報共有や相談・通報ができるような体制の構築に取り組む。
（文部科学省通知 4文科初第2121号）

支援報告
要請

県教育委員会

教育事務所

- 市町村教育委員会からの事故報告書の受理
- 市町村教育委員会からの報告を受け、県教育委員会へ報告

要請に基づく支援
（県基本方針 第5-3）
指導・助言又は援助
（いじめ防止法第三十三条）

支援報告
要請

生徒指導課

- 教育事務所からの事故報告書を受理
- いじめ重大事態（1号、2号）について、県教育委員会は文部科学省へ報告・相談
（文部科学省依頼 令和5年3月28日 いじめ重大事態に関する国への報告について）
- 市町村からの要請を受け、指導主事、臨床心理士、SSW等の支援チームを適宜派遣
（新潟県いじめ防止基本方針 第5-3(3)）
※訪問後、「総合支援チーム訪問報告書」（復命書）作成

いじめ重大事態発生時の学校における対応

【いじめ防止対策推進法 第28条】

○第1号 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(自死を企図、心身の重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性の疾患を発症)

○第2号 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

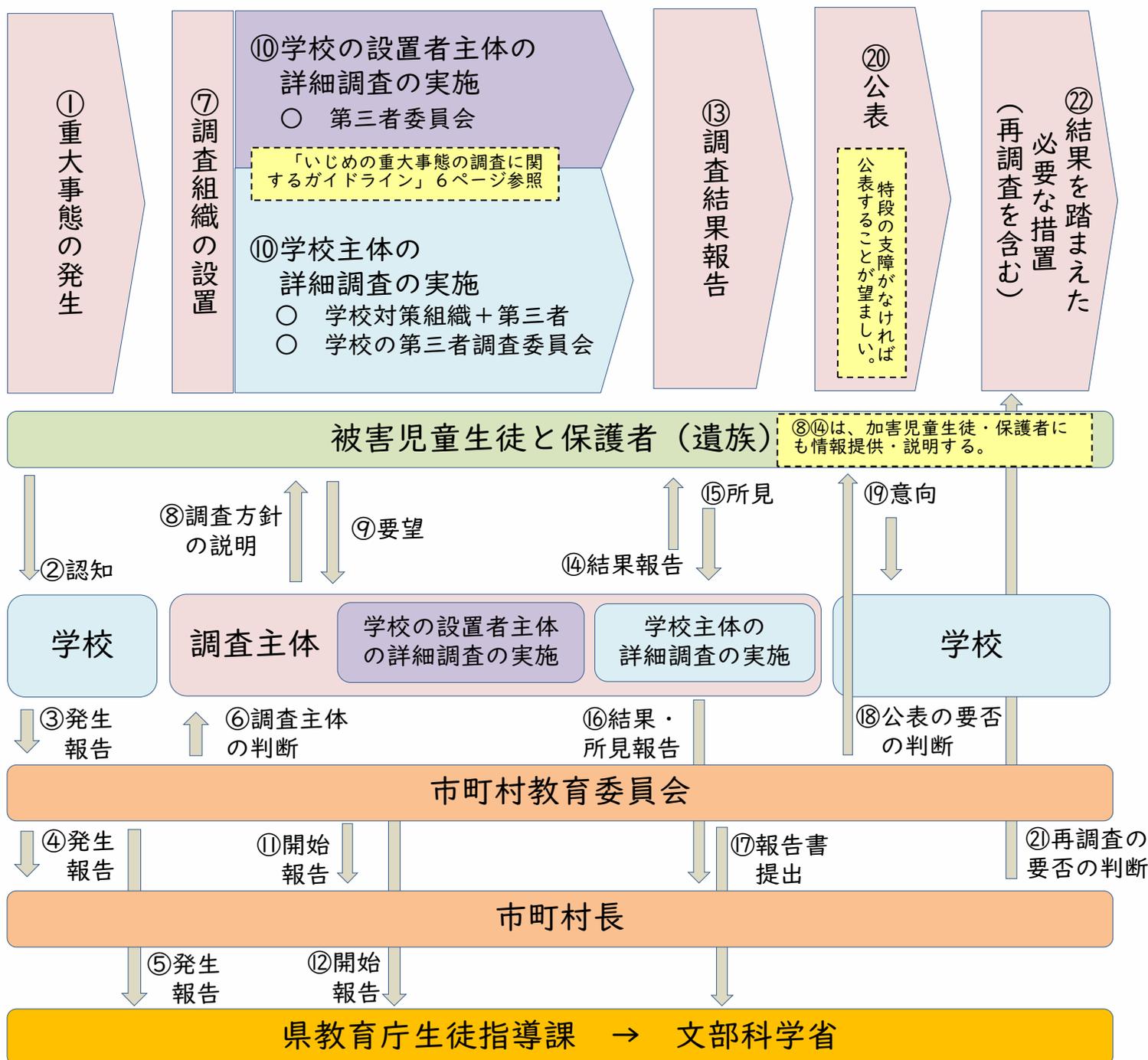
(年間30日を目安、連続して欠席している場合は迅速に着手する)

【いじめの防止等のための基本的な方針】

○児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申立てがあったとき

万が一、生徒の自殺が起きた時には、「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月 文部科学省)に沿って対応する。

また、「緊急対応の手引き」(平成22年3月 文部科学省)も参照する。



チーム学校の実現に向けて

(スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの効果的な連携)

スクールカウンセラー(SC)の職務

「こころの専門家」：心理の専門的知識を有する資格者

主な資格：公認心理師、臨床心理士、精神科医等

【児童生徒・保護者への支援】

- 課題を抱えた児童生徒に対するカウンセリング、アセスメント(見立て)
- 保護者とのカウンセリングをとおした子どもへのかかわり方に対する助言
- ※専門領域によっては、心理検査によるアセスメント(見立て)、ソーシャルスキルトレーニングの実施等

【教職員に対する支援】

- 専門的な知見からの助言
 - ・いじめ対策会議や各種部会への参加、情報共有
 - ・ケース会議への参加
 - ・校内研修の講師
 - ・児童生徒へのかかわり方に関する相談

【外部機関との連携】

- 医療機関の紹介
- 関係機関の紹介(児童相談所や少年サポートセンター等)

スクールソーシャルワーカー(SSW)の職務

「つなぎの専門家」：社会福祉の専門的な知識を活用して、環境に働き掛ける資格者

主な資格：社会福祉士、精神保健福祉士等

【児童生徒・保護者への支援】

- 課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- 保護者との面談をとおして、児童生徒の課題が解決できるようなプランの提示

【教職員に対する支援】

- 専門的な知見からの助言
 - ・各種部会への参加、情報共有
 - ・ケース会議への参加
 - ・児童生徒へのかかわり方に関する相談
- 家庭訪問による家庭への支援

【外部機関との連携】

- 医療機関への同行
 - ・ケースによっては、教員と一緒に同行
- 関係機関とのつなぎ
 - ・経済的なサポートに対する助言
 - ・各種申請への助言
 - ・福祉サービスの紹介

学校の役割

- 児童生徒への支援に関する主担当は、学校である。
- 専門家の助言を受けて、児童生徒の対応を行う。

【効果的な連携のため】

- ・こまめな情報共有
- ・担当者だけでなく、管理職も状況把握(組織対応)

学校いじめ対策組織の構成員

新潟県いじめ防止基本方針には、以下のように掲載されている。

当該学校の複数の教職員※に加え、必要に応じて心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される常設の『学校いじめ対策組織』を置くものとする。また、同組織は、対応する事案の内容に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに加え、弁護士、医師、教員OB、警察官経験者等の外部専門家等の参加・協力を得て、より実効的にいじめ問題の解決を図るものとする。

※ 「当該学校の複数の教職員」については、管理職や主幹教諭、いじめ対策推進教員、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる職員等から、学校の実情に応じて選出する。

すべての県立学校には、スクールカウンセラーが配置されていることから、学校いじめ対策組織の一員としてスクールカウンセラーを加え、事案の内容や進捗状況に応じて、対策会議に出席してもらうことができる。

第1次判断

第1次判断は、報告内容が「いじめの疑いがある事案なのか、そうではないのか」を検討し、その後の対応(誰を集め、どのような対策、協議をするべきか)を判断するとともに、「被害児童生徒を守る対応になっているか」を組織で確認する場面である。

いじめを認知した場合、構成員全体による協議のほか、事案によっては迅速な対応を行う必要がある場合も考えられるため、全ての委員を招集せず、報告を受けた管理職を中心とした関係職員だけで「第1次判断」を行うこともできる。

スクールカウンセラーの職務

いじめ対応に係るカウンセラー等の業務は主に学校内での活動が中心

(1) 未然防止、早期発見及び支援・対応等

- ア 児童生徒及び保護者からの相談対応
- イ 学級や学校集団に対する援助
- ウ 教職員や組織に対するコンサルテーション
- エ 児童生徒への理解、児童生徒の心の教育、児童生徒及び保護者に対する啓発活動

(2) いじめ等を認知した場合、又はその疑いが生じた場合の援助

- ア 児童生徒への援助
- イ 保護者への助言・援助
- ウ 教職員や組織に対するコンサルテーション
- エ 事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援

スクールソーシャルワーカーの職務

当事者である子ども・保護者、教職員、地域の住民および関係機関等という学校内や学校の枠を越えて、それらのつながりを一層強化し、協働しながら、子どもの自立を促すためのコーディネーター的な立場

どんなときに活用(要請)できるのか(主な例)

- ① 校内ケース会議や定期教育相談会等であげられた「気になる子ども」について、今後の対応方針などについての助言がほしいときや、学級担任や校内担当者が継続的に取り組んでいるが、家庭問題など学校だけでは見えにくい背景について相談したいとき。
- ② 児童生徒の置かれている環境整備や、公的支援の活用などのため、校外機関とつなげたいとき。(スクールソーシャルワーカーが児童生徒・保護者などと校外機関のつなぎ役となり、問題解決のための新しい体制をつくることができます。)
- ③ 学校内で該当児童生徒については特に問題を感じていないが、保護者の様々な負担を軽減し、家庭での家族関係の調整が必要な事案や、保護者自身が第三者に話を聴いてもらいたいという意思があるとき。(家族支援が子どもの自立を促進します)

スクールロイヤーの活用

- ・ 子どもの権利を守るために、法的な視点で適切な対応ができているかなどの助言を行う。ただし、スクールロイヤーが学校の代理人となり、保護者と対峙するなどの活動は行わない。
- ・ 解決困難な事案に対して、学校が行うべき法律上適切な対応について、スクールロイヤーが指導・助言を行う。

(1) 県立学校の法務相談の流れ

- ① 学校(原則校長)が、生徒指導課担当へ概要と相談したい内容を説明
- ② 生徒指導課が相談の可否について検討
- ③ 法相談の実施(県教育委員会の立ち会い)
- ④ その後の経過について適宜報告

(2) 相談内容の例

- ・ いじめの被害・加害生徒やその保護者が、学習権の保障などについて強く要望してきた際の対応
- ・ 学校活動で器物破損した際の費用弁償についての相談
- ・ 学校でのトラブルについて、保護者が、自身の要望に対して学校から文書での回答を求めた場合の対応

いじめSOSポストの周知

- ・ 「本人・保護者からの訴えや相談への対応」の中に、「各種相談窓口」及び「いじめSOSポスト」を周知することを記載

新潟県いじめ対応総合マニュアル
小・中学校編（改訂版）
令和2年3月（令和6年3月改訂）
新潟県教育庁生徒指導課
〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1
TEL 025-280-5124 FAX 025-285-7998

改訂の履歴

令和2年3月 Ver. (1.0) 初版発行
令和6年3月 Ver. (2.0) 改訂版発行
令和7年4月 Ver. (2.1) 改訂版を一部改変